

決議案 第29号

沖宗正明議員に対する辞職勧告決議案

令和元年（2019年）7月に行われた参議院議員選挙に関わって、現金を配った買収の疑いで河井克行被告と河井案里被告が東京地方裁判所に起訴され、公判が進められている。この事件で、沖宗正明議員は、河井被告からの現金の受け取りを認めておられる。

公職選挙法第221条第1項は、公職の選挙での買収行為に対して、3年以下の懲役もしくは禁錮又は50万円以下の罰金に処すると規定し、同項の4号で、買収者から金銭の供与を受けたときも同じ罰則を適用するとしている。現金を受け取った場合、本来3年以下の懲役もしくは禁錮又は50万円以下の罰金に処せられ、公民権停止となり議員は失職となる。

公職の選挙に関わっての買収行為は公職選挙法違反の中で最も悪質なものであり、故に選挙違反の中でも、より厳しい罰則が科され、被買収も同様である。選挙買収は、市民の政治不信を高めるのみならず、選挙で選出された首長と議員による民主政治を汚し、その在り方の根本を否定するものであり、有権者からの負託により活動する我々議員の活動そのものの足場を崩壊させるものである。議員職を失わしめる違法行為を広島市議会が見逃すことはできず、市民は、広島市議会がどのような行動をとるかを注視している。

議員は、法に基づいて行われるべき行政を監視し、市民の利益を守る立場から必要な時には行政の不正を正す立場にある。沖宗議員は公職選挙法に反する行動をとられたのであり、自らの行動を反省され、一旦は退かれることが市民から負託を受けて活動する議員の責任である。

よって、沖宗正明議員に対して、広島市議会の意思として、議員の辞職を勧告する。

以上、決議する。

令和2年（2020年）9月25日

広島市議会

決議案 第30号

石橋竜史議員に対する辞職勧告決議案

令和元年（2019年）7月に行われた参議院議員選挙に関わって、現金を配った買収の疑いで河井克行被告と河井案里被告が東京地方裁判所に起訴され、公判が進められている。この事件で、石橋竜史議員は、河井被告からの現金の受け取りを認めておられる。

公職選挙法第221条第1項は、公職の選挙での買収行為に対して、3年以下の懲役もしくは禁錮又は50万円以下の罰金に処すると規定し、同項の4号で、買収者から金銭の供与を受けたときも同じ罰則を適用するとしている。現金を受け取った場合、本来3年以下の懲役もしくは禁錮又は50万円以下の罰金に処せられ、公民権停止となり議員は失職となる。

公職の選挙に関わっての買収行為は公職選挙法違反の中で最も悪質なものであり、故に選挙違反の中でも、より厳しい罰則が科され、被買収も同様である。選挙買収は、市民の政治不信を高めるのみならず、選挙で選出された首長と議員による民主政治を汚し、その在り方の根本を否定するものであり、有権者からの負託により活動する我々議員の活動そのものの足場を崩壊させるものである。議員職を失わしめる違法行為を広島市議会が見逃すことはできず、市民は、広島市議会がどのような行動をとるかを注視している。

石橋議員は、河井被告から、現金を無理やり受領させられたとしておられるが、議員たるものは、どのような政治的権力を持つ者に対しても、違法不当なことに対しては勇気を奮って自らの判断で行動できなければならない。この場合、違法な金であると認識しておられたと思える説明をしておられるが、どのような状況下であろうと、買収行為は断固として拒否しなければならなかったものであり、それができなかったことは議員の資格が問われるものである。

よって、石橋竜史議員に対して、広島市議会の意思として、議員の辞職を勧告する。

以上、決議する。

令和2年（2020年）9月25日

広島市議会

決議案 第31号

木山徳和議員に対する辞職勧告決議案

令和元年（2019年）7月に行われた参議院議員選挙に関わって、現金を配った買収の疑いで河井克行被告と河井案里被告が東京地方裁判所に起訴され、公判が進められている。この事件で、木山徳和議員は、河井被告からの現金の受け取りを認めておられる。

公職選挙法第221条第1項は、公職の選挙での買収行為に対して、3年以下の懲役もしくは禁錮又は50万円以下の罰金に処すると規定し、同項の4号で、買収者から金銭の供与を受けたときも同じ罰則を適用するとしている。現金を受け取った場合、金額の多寡によらず、本来3年以下の懲役もしくは禁錮又は50万円以下の罰金に処せられ、公民権停止となり議員は失職となる。

公職の選挙に関わっての買収行為は公職選挙法違反の中で最も悪質なものであり、故に選挙違反の中でも、より厳しい罰則が科され、被買収も同様である。選挙買収は、市民の政治不信を高めるのみならず、選挙で選出された首長と議員による民主政治を汚し、その在り方の根本を否定するものであり、有権者からの負託により活動する我々議員の活動そのものの足場を崩壊させるものである。議員職を失わしめる違法行為を広島市議会が見逃せば、広島市議会は無法容認の議会だとのそしりを免れない。市民は、広島市議会がどのような行動をとるかを注視している。

議員は、行政の法違反を監視する役目を持っている。選挙に関わって、これまで繰り返し不正な金銭の授受が選挙を汚し、有権者の政治不信を招いてきた。議員は日ごろから金銭の授受には敏感であるべきで、法に違反することに対しては自らの判断をもって断固たる行動ができなければならない。

選挙を前にした時期に、その選挙の候補者の夫が持ってきた金を受け取ったのは、その金の処理のいかんに拘わらず、被買収の指摘を免れない。自らの行動を反省し、一旦は退くことが負託を受けて活動する議員の責任である。

よって、木山徳和議員に対して、広島市議会の意思として、議員の辞職を勧告する。

以上、決議する。

令和2年（2020年）9月25日

広島市議会

決議案 第32号

木戸経康議員に対する辞職勧告決議案

令和元年（2019年）7月に行われた参議院議員選挙に関わって、現金を配った買収の疑いで河井克行被告と河井案里被告が東京地方裁判所に起訴され、公判が進められている。この事件で、木戸経康議員は、河井被告からの現金の受け取りを認めておられる。

公職選挙法第221条第1項は、公職の選挙での買収行為に対して、3年以下の懲役もしくは禁錮又は50万円以下の罰金に処すると規定し、同項の4号で、買収者から金銭の供与を受けたときも同じ罰則を適用するとしている。現金を受け取った場合、金額の多寡によらず、本来3年以下の懲役もしくは禁錮又は50万円以下の罰金に処せられ、公民権停止となり議員は失職となる。

公職の選挙に関わっての買収行為は公職選挙法違反の中で最も悪質なものであり、故に選挙違反の中でも、より厳しい罰則が科され、被買収も同様である。選挙買収は、市民の政治不信を高めるのみならず、選挙で選出された首長と議員による民主政治を汚し、その在り方の根本を否定するものであり、有権者からの負託により活動する我々議員の活動そのものの足場を崩壊させるものである。議員職を失わしめる違法行為を広島市議会が見逃せば、広島市議会は無法容認の議会だとのそしりを免れない。市民は、広島市議会がどのような行動をとるかを注視している。

議員となったものは、どのような政治的権力を持つ者に対しても、違法不当なことに対しては勇気を奮って自らの判断で行動できなければならない。

どのような理由を挙げようと、そのような行動が行えなかったのであれば、自らの行動を反省され、一旦は退くことが負託を受けて活動する議員の責任である。

よって、木戸経康議員に対して、広島市議会の意思として、議員の辞職を勧告する。

以上、決議する。

令和2年（2020年）9月25日
広島市議会

決議案 第33号

豊島岩白議員に対する辞職勧告決議案

令和元年（2019年）7月に行われた参議院議員選挙に関わって、現金を配った買収の疑いで河井克行被告と河井案里被告が東京地方裁判所に起訴され、公判が進められている。この事件で、豊島岩白議員は、河井被告からの現金の受け取りを認めておられる。

公職選挙法第221条第1項は、公職の選挙での買収行為に対して、3年以下の懲役もしくは禁錮又は50万円以下の罰金に処すると規定し、同項の4号で、買収者から金銭の供与を受けたときも同じ罰則を適用するとしている。現金を受け取った場合、金額の多寡によらず、本来3年以下の懲役もしくは禁錮又は50万円以下の罰金に処せられ、公民権停止となり議員は失職となる。

公職の選挙に関わっての買収行為は公職選挙法違反の中で最も悪質なものであり、故に選挙違反の中でも、より厳しい罰則が科され、被買収も同様である。選挙買収は、市民の政治不信を高めるのみならず、選挙で選出された首長と議員による民主政治を汚し、その在り方の根本を否定するものであり、有権者からの負託により活動する我々議員の活動そのものの足場を崩壊させるものである。議員職を失わしめる違法行為を広島市議会が見逃せば、広島市議会は無法容認の議会だとのそしりを免れない。市民は、広島市議会がどのような行動をとるかを注視している。

すでに参議院選挙への立候補が決まっていた河井案里被告の夫が、選挙まで4か月後、1か月後の時期に特定の個人、有権者に2度にわたって数十万円の現金を持参すること自体が尋常のことではなく、選挙への協力を意図したものと考えるのが当然である。

豊島議員は、河井克之被告からの2度に渡る現金の提供を拒否されなかったのであるが、有権者の付託を受け議員となったものは、どのような政治的権力を持つ者に対しても、違法不当なことに対しては断固たる態度でその違法を指摘し、この場合は現金の受領を拒否する態度が、当然求められたのであるが、そのように行動できなかつたのであれば、自らの行動を反省し、一旦は退くことが負託を受けて活動する政治家の責任である。

よって、豊島岩白議員に対して、広島市議会の意思として、議員の辞職を勧告する。

以上、決議する。

令和2年（2020年）9月25日

広島市議会

決議案 第34号

藤田博之議員に対する辞職勧告決議案

令和元年（2019年）7月に行われた参議院議員選挙に関わって、現金を配った買収の疑いで河井克行被告と河井案里被告が東京地方裁判所に起訴され、公判が進められている。この事件で、藤田博之議員は、河井被告からの現金の受け取りを認めておられる。

公職選挙法第221条第1項は、公職の選挙での買収行為に対して、3年以下の懲役もしくは禁錮又は50万円以下の罰金に処すると規定し、その場合公民権停止となり議員は失職となる。同項の4号で、買収者から金銭の供与を受けたときも同じ罰則を適用するとしている。

公職の選挙に関わっての買収行為は公職選挙法違反の中で最も悪質なものであり、故に選挙違反の中でも、より厳しい罰則が科され、被買収も同様である。選挙買収は、市民の政治不信を高めるのみならず、選挙で選出された首長と議員による民主政治を汚し、その在り方の根本を否定するものであり、有権者からの負託により活動する我々議員の活動そのものの足場を崩壊させるものである。議員職を失わしめる違法行為を広島市議会が見逃すことはできず、市民は、広島市議会がどのような行動をとるかを注視している。

公職選挙法は、議員や公職の候補者に対して、いかなる名義をもってするを問わず、寄付を禁じている。加えて、近い時期に参議院選挙を控えた候補者の夫が計70万円もの金を藤田議員個人に直接持参するというのは尋常のことではなく、明らかな法違反である。負託を受けて活動しておられる藤田議員が、違法な金を受領されたことは、断固たる態度で法違反を指弾されず、見逃し、加担されたものであり、行政を監視し不正を正す立場にある議員として、政治的、道義的責任を免れない。

よって、藤田博之議員に対して、広島市議会の意思として、議員の辞職を勧告する。

以上、決議する。

令和2年（2020年）9月25日

広島市議会

決議案 第35号

伊藤昭善議員に対する辞職勧告決議案

令和元年（2019年）7月に行われた参議院議員選挙に関わって、現金を配った買収の疑いで河井克行被告と河井案里被告が東京地方裁判所に起訴され、公判が進められている。この事件で、伊藤昭善議員は、河井被告からの現金の受け取りを認めておられる。

公職選挙法第221条第1項は、公職の選挙での買収行為に対して、3年以下の懲役もしくは禁錮又は50万円以下の罰金に処すると規定し、その場合公民権停止となり議員は失職となる。同項の4号で、買収者から金銭の供与を受けたときも同じ罰則を適用するとしている。

選挙買収は、市民の政治不信を高めるのみならず、選挙で選出された首長と議員による民主政治を汚し、その在り方の根本を否定するものであり、有権者からの負託により活動する我々議員の活動そのものの足場を崩壊させるものである。議員職を失わしめる違法行為を広島市議会が見逃せば、広島市議会は無法容認の議会だとのそしりを免れない。市民は、広島市議会がどのような行動をとるかを注視している。

伊藤議員は、違法な金であることを認識しておられたにも拘わらず、国会議員との力関係でやむなく受領されたとしている。しかし、有権者から負託されて活動する議員としては、どのような政治的権力を持つ者に対しても、違法不当なことに対しては勇気を奮って自らの判断で行動すべきである。どのような状況下であろうと、買収行為は法違反であるとして厳しく批判し、断固として拒否しなければならなかったのであり、それができなかったことは議員の資格が問われるものである。

よって、伊藤昭善議員に対して、広島市議会の意思として、議員の辞職を勧告する。

以上、決議する。

令和2年（2020年）9月25日

広島市議会